

貨物検査特措法案に反対し、平和的解決を求める声明

鳩山内閣は、去る10月30日、「北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案」（貨物検査特措法案）を国会に提出し、開会中の臨時国会でこれを成立させようとしている。

同法案については、すでに本年7月7日麻生内閣が国会に提出し、衆議院で可決したものの解散によって廃案となった経緯がある。今臨時国会開会直後自民党が同法案と全く同一の法案を提出したところ、これに対して鳩山内閣も同法案を提出したのである。内閣提出の法案は、自衛隊について「・・・検査その他の措置に関し、海上保安庁のみでは対応することができない特別の事情がある場合において、海上における警備その他の所要の措置をとるものとする」条項（9条2項）は削除されているが、それ以外は麻生内閣及び自民党によって提出された法案と、提出理由も含めて全く同一である。

貨物検査特措法案は、核関連、弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他、国連安保理決議で北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和）の輸出入等が禁止された物資について、船舶などに対する貨物検査等を行うことを定めるものであり、海上保安庁による検査活動を認める内容となっている。

同法案によれば、公海上においても、停船や貨物の陸揚・積替を求めうるものであり、さらには、旗国の同意がある場合には回航命令が認められ、命令に違反すれば罰則を科す仕組みとなっている。領海内の場合には、旗国の同意も不要とされている。国連海洋条約で認められている通航の自由を大きく制限するものである。

自民党案では、自衛隊も警備活動に及ぶこと等が明記されているのに対し、上記の通り、鳩山内閣の提出した法案では、この条項が削除されている。しかし、この条項は、自衛隊が既存の関係法律の範囲内で活動することを確認的に規定したものとされており、この規定がなくとも、自衛隊は、警戒監視活動や情報活動の一環として、艦艇なり航空機を派遣して監視する活動を行うことはできるし、海上警備活動が行えないわけではない。そして、自衛隊の艦船が遠方まで他国籍の船舶を追尾する活動を行うことも否定されていない（本年7月13日、衆院特別委・浜田防衛大臣等答弁参照）。そのうえ、海上保安庁の艦艇のみならず、自衛隊の活動にも警職法が適用されるのであるから、武器の使用、武力行使に及ぶ可能性もある。

このように貨物検査特措法案は、北朝鮮との間で緊張関係を無用に高めるものであるのみならず、海外での武力行使の危険を拡大するものである。

そもそも、同法案提出の理由として、「北朝鮮による核実験の実施、大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射等の一連の行為」が掲げられているが、これについては、6カ国協議を通じて、平和的手段による解決が求められているものである。そのような平和の道を徹底して進めることが、紛争の平和的解決を前提とする憲法9条の求める立場であることは明白である。

私たちは、憲法の平和原則にもとづいて東北アジアの平和が実現されることを求めるものであり、これに反する貨物検査法案の成立に反対するものである。

2009年11月24日

自由法曹団 団長 菊地 紘